

IV 男女共同参画の進展

1 日弁連における男女共同参画の取組の本格化

国の男女共同参画社会基本法制定(1999年)、男女共同参画推進基本計画(第一次)策定(2000年)など国内における男女共同参画の流れが進むなか、日弁連は、2002年の第53回定期総会において「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現を目指す決議」を採択し、翌2003年には、広島弁護士会所属の大国和江会員が日弁連初の女性副会長に就任した。そして、日弁連は、2007年、両性の平等に関する委員会創立30周年記念シンポジウム「すすめよう！男女共同参画～弁護士が生まれ変わるために～」の開催、書籍「女性弁護士のあゆみ 3人から3000人へ」の発行、「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本大綱」の制定、第58回定期総会における「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」の採択、日弁連会長を本部長とする「男女共同参画推進本部」(以下「推進本部」という。)の設置、「出産時の会費免除に関する規程」の制定等、日弁連における男女共同参画の取組を加速させるところとなった。2008年3月には、「男女共同参画の観点からの公式企画ガイドライン」を作成し、これにより日弁連主催の公式企画の実施にあたって、ジェンダーの視点からの検討が可能となった。

2 日弁連男女共同参画推進基本計画の策定

以後、日弁連は、2008年3月に、同年4月から2013年3月を実施期間とする「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」(以下「第一次基本計画」という。)を、2013年3月には同年4月から2018年3月を実施期間とする「第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」(以下「第二次基本計画」という。)を、2018年3月には同年4月から2022年3月を実施期間とする「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」(以下「第三次基本計画」という。)をそれぞれ策定し、これらの基本計画に基づく取組を続けてきた。

3 第一次基本計画(2008年4月から2013年3月)下での取組

第一次基本計画では、12項目(①政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大 ②収入と所得、業務等に関する男女会員間の格差の調査・検討 ③就職・処遇における男女平等確保 ④女性弁護士不足の解消 ⑤仕事と家庭の両立支援 ⑥男女共同参画の視点に立った公式企画・印刷物等の在り方の検討 ⑦性差別的な言動や取扱いの防止 ⑧苦情処理機関 ⑨国際活動 ⑩研修・啓発活動 ⑪男女共同参画推進体制の構築・整備 ⑫司法におけるジェンダー問題への取組)について基本的目標を定め、以下の取組を実施してきた。

(1) 2008年の取組

- ・韓国における男女共同参画の取組に関する視察調査
- ・ブエノスアイレスで行われたIBA年次大会セッション「弁護士会におけるジェンダー平等」への参加(パネリストとして宇都宮嘉忠副会長が登壇)
- ・弁護士白書の特集1「男女共同参画と弁護士」による基礎資料の整理
- ・会員の通称使用について「職務上の氏名に関する規程」の制定

(2) 2009年の取組

- ・日弁連定期総会における男女共同参画施策に関する報告を開始

(3) 2010年の取組

- ・韓国におけるジェンダーの視点からの法曹養成の実践と進んだ女性政策についての調査
- ・国際シンポジウム「いかせ 女性の‘ちから’～新時代の法律事務所」を開催

(4) 2011年の取組

- ・フランス視察を行い、女性弁護士の地位の歴史、ワークライフバランス、出産育児と仕事、若手弁護士の状況、メンタルヘルス問題、弁護士の社会保障等について調査
- ・女性弁護士偏在解消のための女性修習生・女性会員に向けたパンフレット「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか？」を発行
- ・第17回弁護士業務改革シンポジウムの分科会「今の働き方に不安はありませんか？弁護士のワークライフバランス～子育て・リタイアメント/メン

タルヘルス」を実施

- ・「会員情報の提供の取扱いに関する規則」を、日弁連がホームページ等で提供する会員情報における性別を、会員が心理的に持続的な確信を持つ性別（他の性別）とすることができるように一部改正

（5）2012年の取組

- ・「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」を策定し、市民の女性弁護士へのアクセス改善の観点から、「地方裁判所支部管内において、女性弁護士がゼロである地域を減らし、最終的には解消するための取組を行う。」「法律相談センターでは、必要に応じて女性弁護士の相談枠を設けるなどして、女性弁護士に対する法律相談ニーズに対応できる態勢を整備する。」ことを目標として規定
- ・職務上の氏名での口座開設を認めない金融機関等があったことから、金融庁に対して「職務上の氏名による銀行口座開設に関する要望書」を提出
- ・職務上の氏名を使用しようとする会員のため、パンフレット「職務上の氏名使用の手引き」を発行
- ・性別による差別的取扱い等の防止措置、会員や日弁連会長等（会長、副会長、事務総長、事務次長）に対する研修、苦情相談制度（相談員による苦情相談、調査委員会による調査、相談案件に関して当会が取り得る措置等）を定めた「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」を制定、4月に施行
- ・2008年に作成した「男女共同参画の観点からの公式企画ガイドライン」を、男女共同参画の視点のみならず、少数者の人権、宗教的中立性、公害・環境、高齢者・障害者の人権等、他の人権の観点も踏まえて改定し、「公式企画の実施にあたり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン」及びこれに添ったチェックリストである「人権の観点からの日本弁護士連合会公式企画チェックリスト」を作成

さらに、2012年からは、日弁連会務執行方針に「日弁連における男女共同参画の推進」の項目が設けられるところとなった。また、日弁連は、日本弁護士連合会男女共同参画推進基本大綱の策定以後、基本

的に毎年2か所の弁護士会連合会で、男女共同参画に関する意見交換を行う「キャラバン」を実施し、第一次基本計画の期間中に、愛知県（中部）、札幌（北海道）、広島（中国・四国）、熊本県（九州）、秋田（東北）の5か所でキャラバンを実施した。

4 第二次基本計画（2013年4月から2018年3月）下での取組

第二次基本計画では、11項目（①男女共同参画推進体制の構築・整備 ②研修・啓発活動 ③弁護士における女性割合の拡大と女性弁護士の偏在解消 ④政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大 ⑤収入と所得、業務等に関する男女会員間の格差の解消 ⑥女性弁護士のロールモデルの収集と提供 ⑦就職・処遇における男女平等確保 ⑧性差別的な言動や取扱いの防止 ⑨仕事と家庭の両立支援 ⑩国際活動 ⑪司法におけるジェンダー問題への取組）について基本的目標を定め、以下の取組を実施してきた。

（1）2013年の取組

- ・京都女子大学法学部において、教員・学生との意見交換を実施
- ・女性司法試験合格者向けの就職セミナーを実施し、経営者弁護士による座談会、就職活動を経験した若手女性弁護士による座談会等を通じて、女性修習生等への就職支援の実施
- ・育児をする子が2歳になるまでの間における任意の6か月間以内の期間について、日弁連会費を免除する制度（「育児期間中の会費免除に関する規程」）の策定（2015年4月施行）。日弁連において育児期間中の会費免除規程を作る前から、類似の規程を有する弁護士会はあったが、日弁連による規程策定後、各弁護士会でも規程の整備が急速に進む

（2）2014年の取組

- ・男女共同参画に向けた取組が各弁護士会等においても進むことを期待して、各弁護士会から最低1名が推進本部委員に選出されるように推進本部設置要綱を改正
- ・日弁連各部署における独自の取組を促進するため、各委員会に男女共同参画推進担当委員の選任

を要請し、年1回、講演・取組状況報告・少人数のグループに分かれての意見交換等を行う、男女共同参画推進担当委員連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催

- ・第二次基本計画を会員等に周知するためのパンフレット「もっとずっと男女共同参画! 第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を発行

(3) 2015年の取組

- ・女性弁護士偏在解消に向けて2011年に発行したパンフレット「女性の皆さん、地方で活躍してみませんか?」を改訂し、第二版として発行

(4) 2016年の取組

- ・内閣府の「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」に採択された、女子中高生法曹分野進路選択支援シンポジウムを、早稲田大学で内閣府や日本女性法律家協会等との共催で実施(2017年には大阪大学で実施)

(5) 2017年の取組

- ・仕事と育児の両立をはかる会員のロールモデルを集めたパンフレット「やってみた! イク弁~弁護士のワーク・ライフ・バランス~子育て編」を発行
- ・子育て世代の会員支援のための施策として、会務・研修時におけるベビーシッター費用等の補助制度のトライアル実施を開始
- ・eラーニング企画として、「コーポレート・ガバナンスに関わる弁護士のための連続講座(基礎編、中級編、上級編)」「セクシュアルマイノリティのための法律相談1・2~LGBTをめぐる諸問題」「性犯罪被害者からの事情聴取①・②」を作成
- ・第一次基本計画の期間中同様、第二次基本計画の下でも、基本的に毎年2か所の弁護士会連合会で、男女共同参画に関する意見交換を行う「キャラバン」を実施(第二次基本計画の期間中にキャラバンを実施した弁護士会(弁護士会連合会)は、千葉県(関東)、香川県(四国)、京都(近畿)、富山県(中部)、愛媛(四国)、岡山(中国)、青森県(東北)、山梨県(関東)、三重(中部)、長崎県(九州)の10か所である。)

そして、第二次基本計画下で特筆すべきは男女共同参画推進特別措置(以下「女性副会長クォータ制」

という。)の導入である。2012年以降、複数人の女性副会長就任(2012年2人、2013年3人、2014年3人)が続いていたが、2015年には女性副会長の就任がなく、13人の副会長全員が男性会員となった。そこで、同年、日弁連は、「日弁連の理事者に占める女性会員の割合を高めるための方策実現ワーキンググループ」を設置し、女性副会長・理事増加のための施策を検討、2017年12月の日弁連臨時総会において、これまで13人であった副会長を2人増やし、この2人の副会長については必ず女性会員から選出するという、いわゆる女性副会長クォータ制の導入を決定した。

5 第三次基本計画(2018年4月から2023年3月)中の取組

第三次基本計画では、9項目(①男女共同参画推進体制の構築・整備 ②研修・啓発 ③弁護士における女性割合の拡大 ④女性弁護士の偏在解消 ⑤政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大 ⑥収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の縮小 ⑦性差別的な言動や取扱いの防止 ⑧仕事と生活の両立支援 ⑨司法におけるジェンダー問題への取組)について基本的目標を定め、計画初年度である2018年に、日弁連は以下の取組を実施してきた。(なお、脱稿後の2019年3月1日の臨時総会で育児期間中の会費免除制度について、現行の6か月間から12か月間(出産時の会費免除制度利用者については10か月間)とすることが可決された。)

- ・女性副会長クォータ制による初の女性副会長(正木靖子会員(兵庫県弁護士会)、岡崎由美子会員(島根県弁護士会))が就任し、2018年度の女性副会長は15人中3人となる。
- ・男女共同参画に関する意見交換を行う「キャラバン」を、釧路弁護士会(北海道弁護士会連合会)、和歌山弁護士会(近畿弁護士会連合会)において実施
- ・11月に「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」として、内閣府や日本女性法律家協会等との共催で、女子中高生法曹分野進路選択支援シンポジウム「来たれ、リーガル女子! ~女性の弁護士・裁判官・検察官に会って

みよう！～」を西南学院大学で実施

- ・11月発行の「弁護士白書2018年版」において、過去10年間の日弁連ないし司法分野における男女共同参画推進の状況についてまとめた特集1「弁護士会の男女共同参画は進んだか」を掲載

6 残された課題

以上のように、この10年間における第一次から第三次基本計画に基づく取組を通じ、育児期間中の会費免除、性別による差別的取扱い等の苦情相談窓口、女性副会長クォータ制導入等、日弁連における男女共同参画推進のための制度・体制整備は、大きく進んできたと言える。

しかし、他方で、司法試験合格者に占める女性割合が近時低下傾向にあり、日弁連会員に占める女性割合も、2008年の14.38%から2018年の18.82%とこの10年間で4ポイント程度しか上がらない等、司法界全体における男女共同参画の実現に当たり大きな課題が残っていると云わざるを得ない。日弁連は、今後も、司法における男女共同参画の実現のため、尽力していく。

佐藤 倫子(香川県)